



日本郵船

第129期 定時株主総会招集ご通知

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

第129期定時株主総会
招集ご通知添付書類を含む

開催情報



日時

平成28年6月20日(月曜日)午前10時



場所

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム

書面及びインターネット等による
議決権行使期限

平成28年6月17日(金曜日)午後5時

目次

社長ご挨拶	1
第129期 定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役12名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	14
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	15
第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入並びに当該報酬等の額及び内容決定の件	16
主要財務ハイライト(連結)	20
事業報告	22
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告	42
電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内	46
株主メモ	53
株式に関するマイナンバー制度のご案内	53
お知らせ	54

More Than Shipping 2018

社長ご挨拶



代表取締役社長 内藤 忠顕

株主の皆様には、日頃より当社グループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。定時株主総会招集ご通知のお届けにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期（平成27年度）の連結業績は、売上高2兆2,723億円、営業利益489億円、経常利益600億円、親会社株主に帰属する当期純利益182億円と前期比減収減益となりました。

当期の事業環境を振り返りますと、上期に燃料油価格の下落及び円安の好要因があったものの、下期は円高が進行し、収益の下落圧力が強まりました。コンテナ船部門は大型船の相次ぐ竣工による供給過剰状態に加え、欧州航路では貨物需要の落ち込みによりスポット運賃が大幅に下落し、さらにドライバルク部門は市況が史上最低水準まで悪化するなど不安定な外部要因に苦しんだ一年となりました。

このような厳しい事業環境のなか、中期経営計画“More Than Shipping 2018～Stage 2 さらり技術力～”の2年目を終了いたしました。1～2年目を振り返りますと、エネルギー輸送事業で長期契約を積み上げるなど運賃安定型事業の一層の強化を図り、海洋事業の展開を加速し、自動車物流事業を拡大するなど、

積極的に成長性の高い事業へ投資してまいりました。現在の事業環境は非常に厳しいものでありますが、市況耐性の強化を図り、不安定なマーケットでも安定した利益を出せる事業ポートフォリオの構築に向け、引き続き邁進していく所存です。また、環境負荷の低減と先進的な省エネ運航の推進といった技術的なイノベーションのみにとどまらず、幅広いノウハウや知見を組み合わせ、ハードとソフトの両面から創意工夫をもって他社との差別化を図る「さらり技術力」(Creative Solutions)を競争力の源泉とし、モノ運びを通じて社会的責任を果たすべく取り組んでまいります。

当社は、昨年11月にコーポレートガバナンスの一層の強化を目指し、関連する指針等^(※)を制定いたしました。その中の一つである役員等報酬決定方針に則り、株主の皆様と利害を共有するよう、本総会において業績連動型株式報酬制度の導入を提案しております。これまで金銭で支給していた基本報酬の一部を減額し、目標どおり業績を達成した場合、経営トップの報酬のおよそ半分は株式報酬となるように設計いたしました。本制度の導入により、当社グループの業績と企業価値の持続的な向上に対する貢献意識をさらに高めてまいります。

当期の期末配当は1株につき2円（年間配当金6円、連結配当性向55.8%）とすることをご提案申し上げます。また、来期（平成28年度）の連結業績は、現時点で売上高2兆1,800億円、営業利益275億円、経常利益350億円、親会社株主に帰属する当期純利益150億円を予想しており、これを前提として配当金は1株につき中間2円及び期末2円、年間4円（連結配当性向45.2%）を予想しております。

株主の皆様には、当社の過年度の自動車海上輸送に関する公正取引問題について、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、引き続き、再発防止と法令遵守の徹底に全力を尽くし、公正に事業を遂行してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

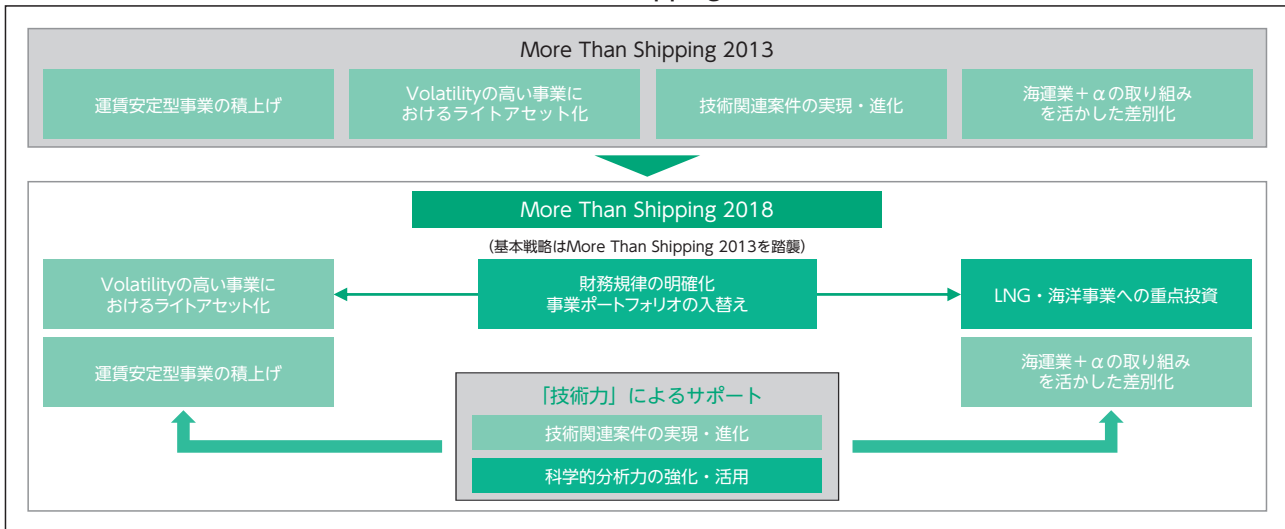
平成28年5月

代表取締役社長

内藤 忠 顕

(※) コーポレートガバナンスに関連する指針等（コーポレートガバナンス・ガイドライン、取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方、役員等選任指名方針・手続、社外役員候補者の推薦に関する独立性基準、役員等報酬決定方針・手続）は、次のインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/>）に掲載しております。

中期経営計画 “More Than Shipping 2018” の戦略チャート



2018年度までの経営方針

- ① **アセット戦略** ◆事業ポートフォリオの見直し・修正 ◆資産効率化
- ② **事業の差別化戦略** ◆技術力の差別化 ◆3M解消活動を通じた現場レベルでの効率化
- ③ **負債・資本戦略** ◆総資産の増加抑制 ◆負債と資本のバランスを常に考慮
- ④ **配当方針** ◆安定配当（投資とバランスを考慮、配当性向25%以上）
- ⑤ **コンプライアンス徹底** ◆法令遵守 ◆グローバルな遵守体制の整備

本招集ご通知をお読みいただく際には、次の点にご留意願います。

1. 業績予想や将来の予測等に関する記述は、現時点で入手している情報に基づき合理的と判断する予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されています。従って、実際の業績は見通しと大きく異なる結果となる可能性があります。
2. 「当社グループ」とは、当社及びその子会社から成る企業集団を意味しています。
3. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
4. △印はマイナスを示しています。
5. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。
6. 日本の独占禁止法や米国の反トラスト法など各国の同様の法律を総称して「競争法」と記載している場合があります。

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日 本 郵 船 株 式 会 社
代表取締役社長 内 藤 忠 顕

第129期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129期定時株主総会を下記の要領で開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面（紫色）を会場受付にご提出ください。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類（5ページから19ページまで）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成28年6月17日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。



〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

46ページ及び47ページに記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成28年6月17日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月20日（月曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第129期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第129期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役12名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入並びに当該報酬等の額及び内容決定の件

※株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、5ページから19ページまで、及び22ページから45ページまでに記載のとおりです。

ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「IRイベント・株主総会」のページ (http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html) に掲載し、本招集通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をしております。

- ①連結株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③株主資本等変動計算書
- ④計算書類の個別注記表

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面の郵送と電磁的方法（インターネット等）の双方により重複して議決権を行使された場合は、後者による議決権行使を有効としてお取扱いいたします。また、電磁的方法（インターネット等）によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効としてお取扱いいたします。
- (3) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

5. 記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「IRイベント・株主総会」のページ (http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html) に掲載いたします。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えております。市況変動に耐え得る適正な内部留保の水準等も勘案し、当期の期末配当につきましては、1株につき2円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金4円を加えた年間配当金は6円となり、前期と比べて1円減配となります。また、激変する事業環境をふまえて、より機動的な資本政策を可能とするため、下記のとおり、配当準備積立金及び別途積立金のいずれも全額を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき2円 総額3,391,822,898円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額

配当準備積立金	50,000,000円
別途積立金	118,324,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	118,374,000,000円
---------	------------------

第2号議案 取締役12名選任の件

現任の取締役13名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、次の12名の取締役選任をお願いいたしますと存じます。

候補者の生年月日、略歴、所有する当社株式の数、取締役候補者としたこと等の理由等は9ページから13ページまでに記載のとおりです。なお、次ページよりご参考として、取締役等の選任に係る当社の指針等を開示いたします。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位及び担当	当期に開催の取締役会出席率
1	再任 工藤 泰三 くどう やすみ	代表取締役会長・会長経営委員	100% (14回中14回)
2	再任 内藤 忠顕 ないとう ただあき	代表取締役社長・社長経営委員	100% (14回中14回)
3	再任 田澤 直哉 たざわ なおや	代表取締役・副社長経営委員 技術本部長、総務本部担当	100% (14回中14回)
4	再任 長澤 仁志 ながさわひとし	代表取締役・専務経営委員 エネルギー輸送本部長	100% (14回中14回)
5	再任 力石 晃一 ちからいし こういち	代表取締役・専務経営委員 自動車輸送本部長	100% (14回中14回)
6	再任 左光 真啓 さみつ まさひろ	取締役・専務経営委員 ドライバルク輸送本部長	100% (14回中14回)
7	再任 丸山 英聡 まるやま ひでとし	取締役・専務経営委員、グループIT政策会議議長、チーフインフォメーションオフィサー、一般貨物輸送本部長	100% (14回中14回)
8	再任 吉田 芳之 よしだ よしゆき	取締役・常務経営委員 チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長	100% (11回中11回)
9	再任 岡本 行夫 おかもと ゆきお 独立社外取締役	社外取締役	100% (14回中14回)
10	再任 翁 百合 おきな ゆり 独立社外取締役	社外取締役	100% (14回中14回)
11	新任 高橋 栄一 たかはし えいち	常務経営委員 チーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長	—
12	新任 片山 善博 かたやま よしひろ 独立社外取締役	—	—

(注) 吉田芳之氏の出席状況につきましては、平成27年6月23日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

平成27年11月26日開催の当社取締役会で決議したコーポレートガバナンスに関連する指針等の一部を以下にご参考として開示いたします。

(ご参考)

取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方

取締役会は、実質的な議論を活発に行い意思決定の質を確保したうえで、迅速な意思決定を継続して推進していく効率的な規模として、当面は12名前後、うち独立性基準に基づく社外取締役3名前後を適当と考える。

取締役会は、当社グループが行う海運・物流業を中核としてグローバルに展開する事業に精通した十分な数の社内取締役と、企業経営に資する高い専門的知見を有し取締役会の監督機能の一層の充実を図りうる一定の数の独立社外取締役により構成する。

その構成については、多様性と専門性の確保、及び構成員の知識・経験・能力のバランスに配慮する。社内取締役については、各事業の運営に強みを発揮できる人材と、全社的経営管理に適した人材のバランスにも留意する。取締役会は、各取締役の管掌・担当業務等を取締役会において決議し、その役割と責任を明らかにする。

役員等選任指名方針・手続

【方針】

当社は、取締役候補者の指名にあたり、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。社内取締役の候補者については、取締役会議案の審議に必要な広範な知識、経験及び実績を備えていること、管掌部門の課題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、人望があり、法令及び企業倫理の遵守を徹底する見識があることを重視する。当社は、経営陣幹部及び経営委員の選任についても、社内取締役候補者の指名方針を準用する。

当社は、監査役候補者の指名にあたり、企業経営における監査及び監査役の機能の重要性を認識し、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、監査役として職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。

また、当社は社外役員の独立性に関する判断基準を別途定め、同基準を満たす社外取締役候補者及び社外監査役候補者を推薦する。

【手続】

取締役候補者は、社長が選考し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において決定する。

監査役候補者は、社長が推薦し、株主総会への選任議案提出に対する監査役会の同意を得て、取締役会において決定する。

経営委員は、社長が選考し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において選任する。

社外役員候補者の推薦に関する独立性基準

(目的)

第1条 本基準は、日本郵船株式会社（以下、当社という。）における社外取締役候補者及び社外監査役候補者の推薦に関する独立性基準を定めることを目的とする。

(社外取締役)

第2条 社外取締役候補者は、取締役会の構成員の多様性も考慮のうえ、以下の各号に定める条件を満たす者であり、第4条各号に該当しない者の中から推薦する。

- (1) 当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する者
- (2) 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
- (3) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外監査役)

第3条 社外監査役候補者は、監査役会の構成員の多様性も考慮のうえ、以下の各号に定める条件を満たす者であり、第4条各号に該当しない者の中から推薦する。

- (1) 当社の監査業務遂行に資する幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する者
- (2) 会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
- (3) 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

(社外役員の独立性)

第4条 以下の各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 当社の大株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者）又はその業務執行者である者
- (2) 当社の主要な借入先（直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている上位10位の借入先）又はその業務執行者である者
- (3) 当社を主要な取引先（当社からの収入が取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%超）とする者又はその業務執行者である者
- (4) 当社の主要な取引先（取引先からの収入が当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%超）又はその業務執行者である者
- (5) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (6) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、又は当社から得ている当該財産が年間1,000万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体に所属する者
- (7) 当社から年間500万円を超える寄付を受けている者、又は当社から受けている寄付の金額が年間500万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体の業務執行者である者
- (8) 過去3年間において、上記(1)から(7)のいずれかに該当していた者
- (9) 上記(1)から(8)のいずれかに該当している者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
- (10) 当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
- (11) 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- (12) 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

候補者番号	候補者氏名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の取締役会出席率
1	<p>再任</p> <p>く どう やす み 工 藤 泰 三</p> <p>(昭和27年11月14日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成10年6月 当社セミライナーグループ長</p> <p>平成14年4月 当社経営委員</p> <p>平成16年6月 当社常務取締役経営委員</p> <p>平成18年4月 当社代表取締役・専務経営委員</p> <p>平成20年4月 当社代表取締役・副社長経営委員</p> <p>平成21年4月 当社代表取締役社長・社長経営委員</p> <p>平成27年4月 当社代表取締役会長・会長経営委員 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>一般社団法人日本船主協会会長、一般社団法人日本物流団体連合会会長、一般社団法人日本経済団体連合会副会長</p>	164,336株
		<p>平成16年に当社取締役役に就任以降、企画部門担当、総合物流本部長等を経て、平成21年から平成27年まで社長としてリーマンショック後の多難な時期に当社を統率し、また、平成27年から会長として取締役会の議長を務めております。当社における豊富な業務経験と、海運業・総合物流企業の経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	100% (14回中14回)
2	<p>再任</p> <p>ない どう ただ あき 内 藤 忠 顕</p> <p>(昭和30年9月30日生)</p>	<p>昭和53年4月 当社入社</p> <p>平成16年4月 当社石油グループ長</p> <p>平成17年4月 当社経営委員</p> <p>平成19年4月 当社常務経営委員</p> <p>平成20年6月 当社取締役・常務経営委員</p> <p>平成21年4月 当社代表取締役・専務経営委員</p> <p>平成25年4月 当社代表取締役・副社長経営委員</p> <p>平成27年4月 当社代表取締役社長・社長経営委員 (現在に至る)</p>	122,750株
		<p>平成20年に当社取締役役に就任以降、経営企画本部長、一般貨物輸送本部長、技術本部長等を経て、平成27年から業務執行の統理者である社長を務め、技術力による他社との差別化を積極的に推進しております。当社における豊富な業務経験と、海運業・総合物流企業の経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	100% (14回中14回)
3	<p>再任</p> <p>た ざわ なお や 田 澤 直 哉</p> <p>(昭和30年10月27日生)</p>	<p>昭和53年4月 当社入社</p> <p>平成14年4月 当社人事グループ長</p> <p>平成17年4月 当社経営委員</p> <p>平成19年4月 当社常務経営委員</p> <p>平成21年6月 当社取締役・常務経営委員</p> <p>平成22年4月 当社代表取締役・専務経営委員</p> <p>平成27年4月 当社代表取締役・副社長経営委員 (現在に至る)</p>	129,192株
		<p>技術本部長、総務本部担当</p> <p>平成21年に当社取締役役に就任以降、チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長等を経て、現在は副社長経営委員として技術本部長、総務本部担当を務めております。コーポレートガバナンスの向上に鋭意取り組むとともに多様な人材の活躍促進を積極的に推進してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	100% (14回中14回)

候補者番号	候補者氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の取締役会出席率
4	<p>再任</p> <p>ながさわひとし 長澤仁志</p> <p>(昭和33年1月22日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成16年4月 当社LNGグループ長</p> <p>平成19年4月 当社経営委員</p> <p>平成21年4月 当社常務経営委員</p> <p>平成23年6月 当社取締役・常務経営委員</p> <p>平成25年4月 当社代表取締役・専務経営委員 (現在に至る)</p> <p>エネルギー輸送本部長</p>	107,091株
		<p>平成23年に当社取締役に就任以降、リキッド部門関連事業を担当し、現在は専務経営委員としてエネルギー輸送本部長を務めております。日本船社としては初のLNG事業の上流権益やシャトルタンカーを始めとする海洋事業への参画を積極的に推進する等、運賃安定型事業を着実に強化・拡大してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	100% (14回中14回)
5	<p>再任</p> <p>ちからいしこういち 力石晃一</p> <p>(昭和32年4月19日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成15年4月 当社石油製品・LPGグループ長</p> <p>平成21年4月 当社経営委員</p> <p>平成24年4月 当社常務経営委員</p> <p>平成24年6月 当社取締役・常務経営委員</p> <p>平成25年4月 当社代表取締役・専務経営委員 (現在に至る)</p> <p>自動車輸送本部長</p>	86,214株
		<p>平成24年に当社取締役に就任以降、主に不定期専用船事業を担当しドライバルク輸送副本部長を経て、現在は専務経営委員として自動車輸送本部長を務めております。顧客から高い信頼を得るとともに、自動車輸送部門の事業の裾野を広げる自動車物流事業を積極的に拡大してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	100% (14回中14回)
6	<p>再任</p> <p>さみつまさひろ 左光真啓</p> <p>(昭和32年12月4日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成15年9月 当社バルク・エネルギー・アトランティックグループ長</p> <p>平成21年4月 当社経営委員</p> <p>平成25年4月 当社常務経営委員</p> <p>平成25年6月 当社取締役・常務経営委員</p> <p>平成27年4月 当社取締役・専務経営委員 (現在に至る)</p> <p>ドライバルク輸送本部長</p>	64,730株
		<p>平成25年に当社取締役に就任以降、主に不定期専用船事業、客船事業を担当し、現在は専務経営委員としてドライバルク輸送本部長を務めております。厳しい海運市況の下、ドライバルク部門における構造改革に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	100% (14回中14回)

候補者 番号	候補者氏名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の 取締役会出席率
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> まる やま ひで とし 丸 山 英 聡 (昭和32年5月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 当社経営委員定航マネジメントグループ長 平成25年4月 当社常務経営委員 平成25年6月 当社取締役・常務経営委員 平成28年4月 当社取締役・専務経営委員 (現在に至る)	54,256株
		グループIT政策会議議長、チーフインフォメーションオフィサー、 一般貨物輸送本部長 平成25年に当社取締役役に就任以降、主に一般貨物輸送事業を担当し、現 在は専務経営委員として一般貨物輸送本部長を務めております。厳しい 海運市況の下、ターミナル事業の再編やコンテナ船部門の競争力強化を 積極的に進めていることから、引き続き取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> よし だ よし ゆき 吉 田 芳 之 (昭和32年5月30日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社バルク・エネルギー輸送統轄グループ長 平成23年4月 当社経営委員 平成27年4月 当社常務経営委員 平成27年6月 当社取締役・常務経営委員 (現在に至る)	70,575株
		チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長 平成27年に当社取締役役に就任以降、主に総務・人事・法務関連部門を担 当し、現在は常務経営委員としてチーフコンプライアンスオフィサー、 総務本部長を務めております。多様な人材の活躍促進と遵法体制の強化 を積極的に推進していることから、引き続き取締役候補者となりました。	100% (11回中11回)
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="background-color: #e0f0e0; padding: 2px;">独立社外取締役</div> おか もと ゆき お 岡 本 行 夫 (昭和20年11月23日生)	昭和43年4月 外務省入省 平成3年1月 同省退官 平成3年3月 株式会社岡本アソシエイツ代表取締役 (現在に至る) 平成8年11月 内閣総理大臣補佐官 平成10年3月 同上退官 平成13年9月 内閣官房参与 平成15年4月 同上退官 内閣総理大臣補佐官 平成16年3月 同上退官 平成20年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	85,938株
		<重要な兼職の状況> 株式会社岡本アソシエイツ 代表取締役 三菱マテリアル株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役 外務省において要職を歴任し、国際情勢に精通する専門家として幅広い 知識と見識をもとに、平成20年に当社社外取締役に就任以降、客観的・ 専門的な視点と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業 務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役 候補者となりました。	100% (14回中14回)

(注) 吉田芳之氏の出席状況につきましては、平成27年6月23日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	候補者氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の取締役会出席率
10	<p>再任</p> <p>独立社外取締役</p> <p>おきな ゆり 翁 百合 (昭和35年3月25日生)</p>	<p>昭和59年4月 日本銀行入行 平成4年4月 株式会社日本総合研究所入社 平成6年4月 同社主任研究員 平成12年4月 同社主席研究員 平成13年9月 慶應義塾大学大学院特別招聘教授 (現在に至る) 平成18年6月 株式会社日本総合研究所理事 平成20年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 平成26年6月 株式会社日本総合研究所副理事長 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 株式会社日本総合研究所 副理事長 株式会社セブン銀行 社外取締役 株式会社ブリヂストン 社外取締役 独立行政法人日本貿易保険 監事 (非常勤)</p>	64,314株
		<p>株式会社日本総合研究所において要職を歴任し、経済及び金融情勢に精通する専門家として幅広い知識と見識をもとに、平成20年に当社社外取締役に就任以降、客観的・専門的な視点と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。</p>	100% (14回中14回)
11	<p>新任</p> <p>たか はし えい いち 高 橋 栄 一 (昭和33年10月14日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社主計グループ長 平成24年4月 当社経営委員 平成28年4月 当社常務経営委員 (現在に至る)</p> <p>チーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長</p>	46,085株
		<p>入社以来、主に財務・会計関連業務に従事し、主計グループ長を経て、現在は常務経営委員としてチーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長を務めております。適正な財務情報の適時提供体制の確保と事業計画の実現に向けた財務戦略の推進を担うことができることから、新たに取締役候補者としてしました。</p>	—
12	<p>新任</p> <p>独立社外取締役</p> <p>かた やま よし ひろ 片 山 善 博 (昭和26年7月29日生)</p>	<p>昭和49年4月 自治省入省 平成10年12月 同省退官 平成11年4月 鳥取県知事 平成19年4月 同上退任 慶應義塾大学教授 (現在に至る) 平成22年9月 総務大臣就任 平成23年9月 同上退任</p> <p><重要な兼職の状況> 慶應義塾大学教授</p>	0株
		<p>自治省 (現総務省) において要職を歴任し、平成22年から同23年まで総務大臣を務めるなど、官界・政界・学界における豊富な経験を通じて培われた幅広い知識・見識、人脈と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断したことから、新たに社外取締役候補者としてしました。</p>	—

- (注1) 各取締役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
- (注2) 岡本行夫氏、翁 百合氏及び片山善博氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。3氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、各氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます（「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」につきましては、7ページ及び8ページをご覧ください。）。
- (注3) 当社は過年度の自動車の海上輸送に関し、平成27年12月に中国国家発展改革委員会から、同国独占禁止法に違反する行為があったとする決定を受けました。岡本行夫氏及び翁 百合氏は、対象行為に係る調査を受けるまで当該行為を認識しておりませんでした。両氏はそれまでの法令遵守に関する発言に加え取締役会や独占禁止法等遵法活動徹底委員会などにおいて、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明しております。
- (注4) 岡本行夫氏が平成26年6月まで社外監査役を兼任しておりました三菱自動車工業株式会社の製作所において、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれる、あるいは含まれる可能性のある絶縁油を使用した機器を誤処分していた事実が平成24年9月から12月にかけて判明しました。また、退任後の平成28年4月に、同社製の自動車の型式認証取得において燃費を実際よりも良く見せるための不正な操作が行われていたこと、及び国内法規で定められたものと異なる試験方法がとられていたことが判明しました。同氏は在任中に生じたこれらの各事実に関与しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立ち適宜意見表明を行っており、前者の事実の判明後は再発防止に向けた同社の取組内容を確認するなど、法令遵守体制の更なる強化に努めました。
- (注5) 岡本行夫氏及び翁 百合氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
- (注6) 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第33条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。岡本行夫氏、翁 百合氏及び片山善博氏の選任が承認された場合は、当社は各氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 菊池光興氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、次の1名の監査役選任をお願いいたしたいと存じます。本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況) ----- 監査役候補者としたこと等の理由	所有する当社株式の数
<p>新任</p> <p>独立社外監査役</p> <p>やま ぐち ひろ ひで 山 口 廣 秀</p> <p>(昭和26年3月6日生)</p>	<p>昭和49年4月 日本銀行入行 平成18年2月 同行理事 平成20年10月 同行副総裁 平成25年3月 同行退行 平成25年7月 日興リサーチセンター株式会社 理事長(現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 日興リサーチセンター株式会社 理事長 三井不動産レジデンシャル株式会社 社外監査役 株式会社小松製作所 社外監査役</p> <p>-----</p> <p>日本銀行において副総裁を務めた経歴を有し、主に金融・経済分野における豊富な経験を通じて培われた幅広く深い知識・見識をもとに、客観的・専門的な視点と高い独立性を持った立場より、当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、新たに社外監査役候補者となりました。</p>	<p>0株</p>

- (注1) 山口廣秀氏と当社との間取引関係及び特別の利害関係はありません。
- (注2) 山口廣秀氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。同氏が理事長を務める日興リサーチセンター株式会社と当社との間取引関係はなく、同氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、同氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます(「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」につきましては、7ページ及び8ページをご覧ください)。
- (注3) 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第43条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。山口廣秀氏の選任が承認された場合は、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の数に欠くこととなる場合に備え、全社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案が決議された場合、その決議が効力を有する期間は、決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
	補欠監査役候補者としたこと等の理由	
まつ い みち お 松 井 道 夫 (昭和28年3月22日生)	昭和51年4月 当社入社 昭和62年3月 当社退社 昭和62年4月 松井証券株式会社入社 昭和63年12月 同社取締役 平成2年10月 同社常務取締役営業本部長 平成7年6月 同社代表取締役社長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 松井証券株式会社 代表取締役社長	0株
	企業経営等の豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識をもとに、客観的・専門的な視点と高い独立性を持った立場より、当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、補欠社外監査役候補者となりました。	

- (注1) 松井道夫氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
- (注2) 松井道夫氏は補欠の社外監査役候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。同氏につきましては、当社を退職後29年以上経過しているため一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、同氏の選任が承認され、かつ、同氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます（「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」につきましては、7ページ及び8ページをご覧ください。）。
- (注3) 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第43条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。松井道夫氏の選任が承認され、かつ、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結いたします。
- (注4) 松井道夫氏の補欠監査役選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入並びに当該報酬等の額及び内容決定の件

下記2(1)乃至(6)に記載する取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入、当該報酬等の額及び内容の決定の決議並びにその詳細の決定を取締役に一任することの決議をお願いいたしますと存じます。

1 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）及び取締役を兼務しない経営委員（国内非居住、外国籍、又は上場子会社の取締役である経営委員を除きます。）（以下、あわせて「取締役等」といいます。）を対象に、新たに業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものです。

また、本議案は、平成17年6月28日開催の第118期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました取締役の報酬限度額とは別に、取締役に対して株式報酬等を支給することをご提案するものです（なお、第129期における取締役報酬等の支給額は事業報告32ページに記載のとおりであり、本制度の導入に伴い、これまで金銭で支給していた各取締役等の基本報酬の一部を減額します。また、第125期以降当期まで5期に亘り、取締役賞与の支給はありません。）。

本制度は、当社の持続的な成長に対する取締役等の貢献意欲を高め、取締役等が株主の皆様と利害を共有することを目的としており、また、透明性・客観性が高い役員報酬制度であって、その導入、当該報酬等の額及び内容は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと第130期は9名（社外取締役3名を除いています。）となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない経営委員の員数は、第130期においては16名となります。

2 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社が設定した信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、これら当社株式と金銭を併せて「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度で、その内容の概要は次のとおりです（詳細は(2)以下に記載のとおりです。）。

本制度が当社の発行済株式総数に与える影響については④をご参照ください。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役及び経営委員（社外取締役及び国内非居住、外国籍、又は上場子会社の取締役である経営委員を除く。）
②本制度の対象期間（下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度 ・ 信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度

③当社が拠出する信託金の上限額 (下記(2)のとおり。)	・ 3事業年度を対象として、合計20億円
④取締役等が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限となる株数は3年間で合計10,000千株であり、発行済株式の総数（平成28年3月31日時点、かつ、自己株式控除後）に対する割合は約0.6% ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。
⑤業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の役位並びに中期経営計画達成度、各年度の事業予算に基づく期初の連結業績予想達成度及び前年度実績比較に基づき変動 ・ 業績連動指標として、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA（利払い前・税引き前・減価償却前・その他償却前利益）及びROE（自己資本利益率）を使用 ・ 業績により変動する幅は、0～150%
⑥取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。)	・ 3事業年度ごと

(2) 当社が拠出する信託金の上限額等

本制度は、連続する3事業年度（当初は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、後記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とします。以下「対象期間」といいます。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計20億円を上限とする信託金を、取締役等への報酬として拠出し、受益者たり得る取締役等を受益者とする信託期間約3年間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定（後記の信託期間の延長を含みます。以下、同じとします。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対する株式交付ポイント（下記(3)のとおりとします。以下「ポイント」といいます。）の付与を行い、信託期間中に、当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計20億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、延長された信託期間中に、当社株式等の交付等を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、これら当社株式と金銭を併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、20億円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の基礎となる株式数（以下「算定基礎株式数」といいます。）は、毎年6月1日に、毎年の役員並びに中期経営計画達成度、各年度の事業予算に基づく期初の連結業績予想達成度及び前年度実績比較に従って付与されるポイントを累積し、当該累積ポイント数に基づき定まります。当該ポイントの算定にあたって用いる業績連動指標は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA（利払い前・税引き前・減価償却前・その他償却前利益）及びROE（自己資本利益率）とし、達成度に応じ0～150%の業績連動係数を乗じ付与ポイント数を決定します。なお、1ポイント当たりの算定基礎株式数は1とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付される当社株式の数を調整します。

本信託により取締役等に交付される当社株式等の総数は、対象期間である3年ごとに10,000千株を上限とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金上限額をふまえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者たり得る取締役等は、対象期間内の最終事業年度の末日直後の6月（当初に設定される本信託においては平成31年6月）頃に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式の交付を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、ポイントに対応する算定基礎株式数の50%（単元株式数未满是切り捨て）相当数の当社株式の交付を受け、残りの50%相当数の株式については本信託により市場売却し換価したうえで、その売却価額相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が退任する場合（自己都合により退任する場合及び解任される場合を除きます。）、当該取締役等は、所定の手続きを経た後遅滞なく、退任時までの累積ポイント数に対応する算定基礎株式数の50%（単元株式数未满是切り捨て）の交付を受け、残りの50%相当数の株式については本信託により市場売却し換価したうえでその売却価額相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、所定の手続きを経た後遅滞なく、死亡時までの累積ポイント数に応じた算定基礎株式数の当社株式を本信託が市場売却により換価して得られる金銭について、当該取締役等の相続人が受託者から給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合、その時点までの累積ポイント数に応じた算定基礎株式数の当社株式を本信託が市場売却により換価して得られる金銭について、受託者から給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

なお、本制度の詳細については、「当社取締役及び経営委員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(<http://www.nyk.com/release/4207/004258.html>) をご参照下さい。

平成27年11月26日開催の当社取締役会で決議した役員等報酬決定方針・手続は以下のとおりです。

役員等報酬決定方針・手続

【方針】

当社は、社内取締役及び経営委員の報酬制度を、当社の事業規模、内容及び人材確保の観点から同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえ、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう設定する。報酬は、職責に基づく基本報酬と、会社業績に連動する業績連動型報酬により構成され、報酬の一定割合は自社株報酬とする。賞与は年次インセンティブとして、業績などの経営状況を考慮し、株主総会に提案する。

業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとする。

すべての取締役、監査役及び経営委員について役員退職慰労金はない。

【手続】

取締役の報酬額及び賞与額は、株主総会の決議による総額の限度内で、社長が提案し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

監査役の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、独立社外監査役を含む監査役の協議により支給額を決定する。

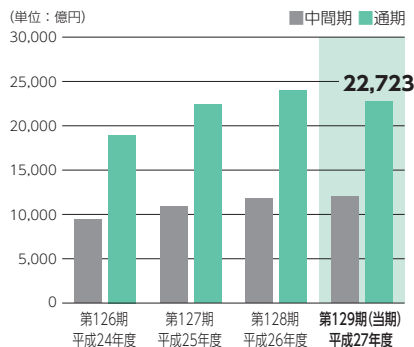
経営委員の報酬額及び賞与額は、社長が提案し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

※平成27年11月26日開催の当社取締役会で決議したコーポレートガバナンス・ガイドラインは、インターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「経営方針」、「コーポレート・ガバナンス」のページ (<http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/>) に掲載しております。

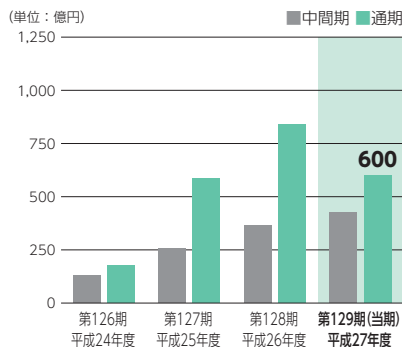
主要財務ハイライト (連結)

1. 業績の推移

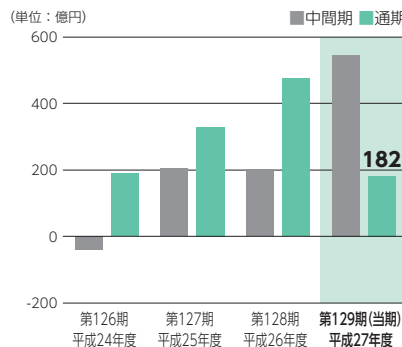
(1) 売上高



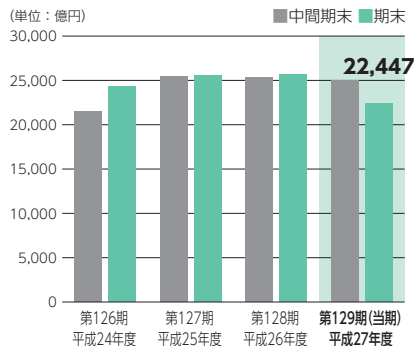
(2) 経常利益



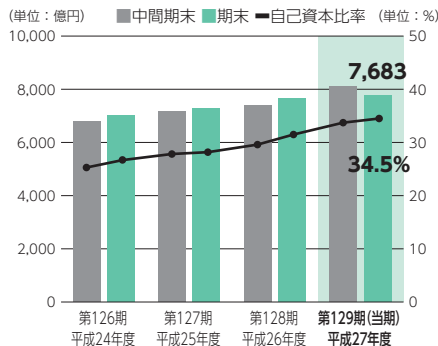
(3) 親会社株主に帰属する当期純損益



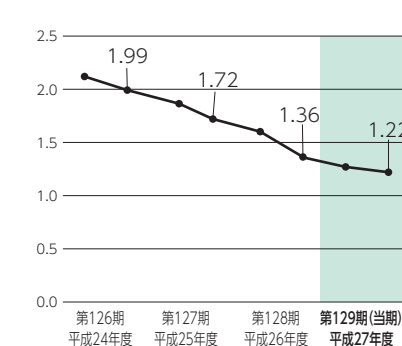
(4) 総資産



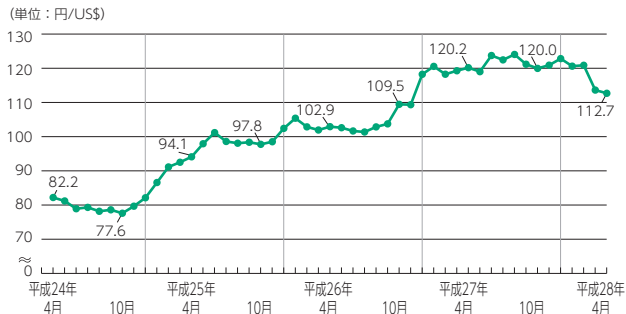
(5) 株主資本・自己資本比率



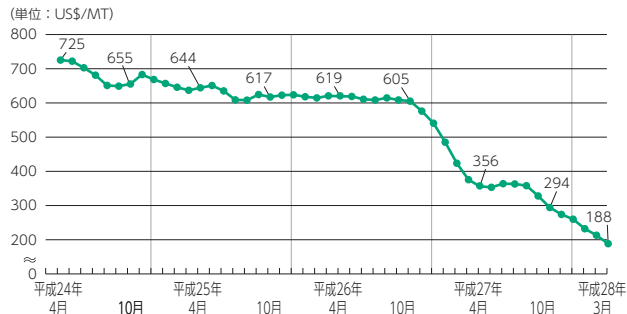
(6) 有利子負債自己資本比率 (D/E Ratio)



為替レートの推移 (ご参考)



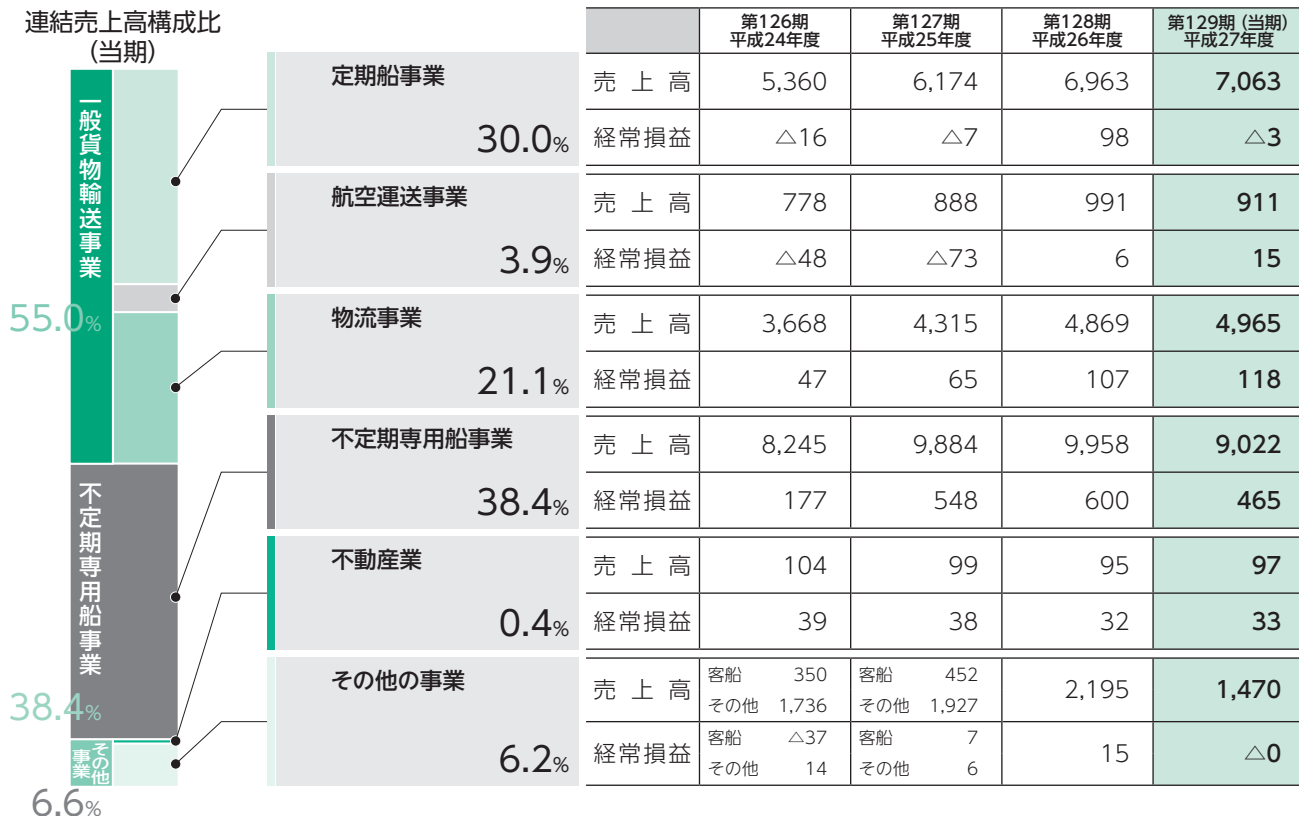
消費燃料油価格の推移 (ご参考)



(注) 為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値 (表示単位未満を四捨五入) です。

2. 事業部門別業績

(単位：億円)



3. 事業部門別資産

(単位：億円)

	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 平成26年度	第129期 (当期) 平成27年度
定期船事業	4,078	4,524	4,998	4,192
航空運送事業	903	788	562	475
物流事業	2,172	2,379	2,743	2,503
不定期専用船事業	14,500	15,022	15,012	13,385
不動産業	573	538	568	635
その他の事業	客船 286 その他 6,078	客船 337 その他 5,529	4,312	2,513
計	28,592	29,121	28,197	23,705
調整額	△4,291	△3,609	△2,498	△1,257
連結	24,301	25,512	25,698	22,447

(注1) 事業部門間の内部取引高消去前の数字です。

(注2) 当期より、「客船事業」を構成していた主要な連結子会社の1つであるCRYSTAL CRUISES, LLCの全持分を譲渡したことに伴い「客船事業」については「その他の事業」に含めて表示する方法に変更しています。なお、上記の第126期及び第127期の事業部門別業績及び事業部門別資産には、この見直しによる変更を反映していません。

(注3) 第128期より、特定のセグメントに帰属しない一般管理費を全社費用とし、上記に含めていません。

(注4) 事業部門別資産の調整額の内容は、事業部門間の取引に係る債権、資産の調整及び全社資産です。なお、全社資産の主なものとは当社での余剰運用資金（現金及び預金）です。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過及びその成果

① 当期の業績

当期の世界経済は、米国では雇用の拡大が持続するなど景気は底堅く推移し、欧州でも引き続き緩やかな景気回復が見られました。一方、中国では景気の減速が表面化し、需要の低迷により各経済指標が悪化するなど不安定な経済環境でした。また、一部新興国の経済は、原油を含む資源価格の下落や中国における過剰設備問題を背景とした素材価格の下落等により低迷しました。日本経済は、昨年は緩やかな回復基調にあったものの、本年に入り株価が下落し、円相場が反転する等、本格的な景気回復には至りませんでした。

このような事業環境のもと、当期の連結業績は、売上高2兆2,723億円(前期比5.4%減)、営業利益489億円(同26.0%減)、経常利益600億円(同28.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益182億円(同61.7%減)と前期と比べて減収減益となりました。

② 各事業部門の概況

●一般貨物輸送事業

定期船事業

コンテナ船部門の荷動きは北米航路では比較的堅調に推移しましたが、欧州航路を中心に船舶の大型化、船腹の供給過剰により需給バランスが大きく崩れたことで市況は歴史的な低水準に落ち込みました。欧州以外の航路においても船腹の供給過剰により市況は低迷しました。当社を含む6社からなるG6アライアンスではサービスの効率化を進め、より一層の利便性向上、競争力の維持に努めました。また、当社は長期的に採算の改善が難しいと予想される一部の航路を休止しました。コスト面では、昨年度に引き続き不経済船の返船、船舶の改造、燃費効率の良い船舶の投入、及び効率的な配船により、船費や運航費の削減に努めました。さらに、効率的なコンテナ管理による粗利の最大化を目指すEAGLEプロジェクトの対象航路を広げ、一層のコスト削減・粗利向上に努めることで低迷する市況への耐性を高めました。

国内・海外コンテナターミナルの総取扱量は堅調に推移し、前期比で増加しました。

定期船事業全体の業績は、前期と比べて増収減益となりました。

航空運送事業

日本貨物航空(株)は、輸送品質の向上や顧客ニーズへの迅速な対応により貨物専用機特有の貨物の集荷に継続して取り組みました。また、コードシェア便の増加により、貨物便ネットワークの拡充にも努めました。期初は前期より続いた北米西岸の港湾混雑に伴う航空貨物輸送の活況により業績は堅調に推移しました。その後は、アジアからの荷動き落ち込みの影響を受けましたが、燃料油価格下落の後押しもあり、前期に比べて減収増益となりました。

物流事業

航空貨物輸送(フォワーダー業)は、港湾混雑による緊急需要の終息に伴う反動もあり、取扱量は前期に及びませんでした。海上貨物輸送(フォワーダー業)は、販売の拡大により競争力が向上するとともに、アジアを中心に取扱量を伸ばしました。ロジスティクス事業(倉庫での保管や集荷・輸送などの物流事業)は、業務改革によるコスト削減に取り組みるとともに、アジアを中心にサービスを拡充しました。

国内物流部門では、内航船事業の主要航路で新造船への入替えが完了し、荷動きも好調でした。また、近海フェリー事業と国内倉庫事業は堅調でした。

物流事業全体の業績は、前期と比べて増収増益となりました。

●不定期専用船事業

自動車輸送部門では、原油を含む資源価格の下落を背景に、ロシアや中東向け等輸送量が伸び悩む地域もありましたが、堅調な輸送需要のある北米やアジア地域等へ着実かつ効率的に配船しました。また、燃費効率の良い新造大型船が2隻竣工し、船隊を整備するとともに環境対応を進めました。これらの結果、完成車海上輸送台数は前期を上回る実績となりましたが、業績は鈍化しました。自動車物流事業では、特に中国とインドにおいて拡大する需要に対応すべく新たな完成車物流施設を稼働したほか、サウジアラビアとコロンビアでは現地企業と完成車物流会社の共同設立を合意する等、成長を見込める市場において積極的に事業を推進しました。

ドライバルク部門では、鉄鉱石と穀物の荷動きは増加しましたが、石炭の荷動きは減少しました。バルカーの解撤は進みましたが新造船の竣工も続き、船腹過剰の解消に至らず、全船型・全水域で市況は史上最低水準に低迷しました。このような状況下、当社グループは長期契約を増加させると同時に、効率的な運航の徹底を進めるなどのコスト削減に取り組みました。さらに、貨物の組

合せや配船の工夫によりバラスト航海を減らすなど、収支の向上に努めましたが、業績は低迷しました。

リキッド部門では、新造船の竣工が続き解撤が進みませんでした。荷動きの多様化による輸送距離の増加から市況は前期を上回りました。VLCC(大型タンカー)は、中国の備蓄需要が増加し、石油製品タンカーは東西荷動きが増加し前期を上回りました。LPG船は米国発東アジア向け貨物の輸送距離増加により、LNG船は安定的な収益を生む長期契約に支えられ、それぞれ順調に推移しました。海洋事業はFPSO(浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備)、ドリルシップやシャトルタンカーが順調に稼動しました。この結果、リキッド部門の業績は良化しました。

不定期専用船事業全体の業績は、前期と比べて減収減益となりました。

●その他事業 不動産業

不動産業は、所有する経年賃貸物件の建替えや売却、及び新規物件の購入等を進め、売上高・利益ともほぼ前期並みとなりました。

その他の事業

その他の事業は、原油安の影響で船舶用燃料油の販売価格が大きく下落し、売上高が減少しましたが、電気工事、船舶修繕などが好調で前年を上回る利益を上げました。飛鳥クルーズは、国内クルーズの販売が堅調であった一方、アデン湾を含む中東地域を航行した世界一周クルーズでは不安定な世界情勢の影響を受けました。また、昨年5月にクリスタル・クルーズの運営子会社を売却し、売却益を計上しました。その他の事業全体では、前期と比べて減収減益となりました。

詳細につきましては、前述の「事業部門別業績」(21ページ)をご参照ください。

③ 安全と環境への取組み

船舶の安全運航と環境の保護は、当社グループの経営の根幹を成すものです。独自の安全管理システムNAV9000と現場の意識を改善するニアミス3000、乗組員の相互扶助による安全文化の醸成を目指すPower+ Project等の安全推進活動を継続し、引き続き環境保護にも貢献する安全・確実な海上輸送を実現します。

また、同業他社に先駆けて配乗を開始したLNG船やVLCCのフィリピン人船長と機関長は、当期末で計15名となりました。フィリピンは世界的な船員供給国であり、

当社は船員研修所やマンニング拠点の増強と商船大学の運営等に力を入れ、安全運航を担う優秀な幹部船員育成に努めています。

当社グループは、革新的な環境及び安全運航技術の開発に取り組んでいます。完全子会社である㈱MTIとともに、気象・海象データや本船運航データ等の情報を陸上と船舶の間で共有し、ビッグデータの活用により最適経済運航を目指すIBISプロジェクトを継続するとともに、主エンジン等の状態を監視し事故を未然に防ぐ取組みを進めており、さらなる安全運航に注力しています。また、コンテナ船においては実海域に即した船体改造を引き続き実施します。

(2) 当社グループの資金調達及び設備投資の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金及び金融機関からの借入れで賄いました。当期末の有利子負債残高(社債等を含む)は、前期末比1,577億円減少し、9,405億円となりました。

当社グループは、不定期専用船事業を中心に全体で1,157億円の設備投資を実施しました。定期船事業及び不定期専用船事業において、船舶を中心にそれぞれ204億円及び704億円、航空運送事業において航空機などに31億円、物流事業において輸送機器や物流施設・設備などに80億円、不動産業において123億円、その他の事業において13億円の設備投資を実施しました。

(3) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、中長期的な経営方針として、次の経営課題に取り組んでいます。

① 安定と成長の戦略

当期の事業環境を振り返りますと、燃料油価格の下落と円安が一時的に追い風となったものの、世界経済の停滞傾向を受けて、海運市況が総じて低迷した一年でした。エネルギー輸送部門では、原油価格の下落を受けて多くのプロジェクトが減速するなか、LNG輸送事業においては、自ら運営するフィリピンの商船大学等を活用して船員を含む技術者の育成に注力するとともに、高品質な運航・船舶管理・造船管理サービスを提供しました。また、海洋事業においては、関連する技術や知見を蓄積して差別化することで、着実に事業機会を拡大しました。自動車輸送部門においては、最新の省エネ技術を採用した新造船が竣工して船隊整備を進めるとともに、新興国を中心に自動車物流事業の展開を推進しサービスを拡充しました。コンテナ船部門では、航路改編や船腹調整による合理化を進めるとともに、効率的なコンテナ管

理による粗利の最大化を目指すEAGLEプロジェクト、及び最適経済運航を追求するIBISプロジェクト等を深化させました。ドライバルク部門では、市況の低迷が大きく影響するなか、短期的な市況の変動を受けにくい収支構造とすべく、運航技術の向上と荷役効率の改善などのコスト削減に加えて、配船の工夫と船腹の調整に取り組みました。

厳しさを増す事業環境のなか、当社グループは中期経営計画“More Than Shipping 2018～Stage 2 さらり技術力～”の3年目を迎え計画の実現に向け、以下の主要な課題に取り組みます。

エネルギー輸送部門では、品質面で差別化を図り、優良な事業パートナーや顧客とともに、中長期的に成長と収益が見込めるLNG輸送事業、シャトルタンカー事業やFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）事業を拡大していきます。自動車輸送部門においては、技術力と現場力による競合優位性を確立し、リアルタイムに車両個車の動静を管理する先端技術等を駆使した事業革新により自動車物流事業を拡充します。加えて、完成車市場のグローバル化に伴う顧客ニーズの変化を捉え、海上輸送と内陸物流のさらなる一体化を図ります。一般貨物輸送事業においては、コアアセットであるコンテナ船部門とライトアセットである物流事業に海と陸との接点となるターミナル事業を加えて三本の柱とし、最適な組み合わせを模索しつつ、相互に補完しながら収益性を向上させるとともに変動性を抑制します。ドライバルク部門においては、今後も長期安定契約を下支えとして、激しく変動する市況への耐性を高めます。

当社グループは、安定的に収益を見込める事業及び成長分野への重点投資を実行するとともに、収益の変動性の抑制にも取り組み、激変する事業環境のなかで、中長期的な成長を目指します。

② 環境保全への取り組み

当社グループは、環境保全を経営の最重要課題の一つと捉え、長期ビジョンに基づき、「NYKスーパーエコシップ2030」等、革新的な技術開発を進めています。2018年度までに2010年度比で燃料消費効率を15%向上させるべく、運航ビッグデータを用いて燃節活動を推進するほか、CO₂排出量の少ないLNGを燃料とするタグボート「魁」が昨年8月に竣工し、LNG燃料の自動車専用船とLNG燃料供給船が本年後半に竣工予定です。大気汚染防止のため、より環境に優しいビジネスモデルへと変革を進めます。

③ CSR（企業の社会的責任）経営の強化

CSRは成長戦略を支える基盤であるという認識のもと、当社グループは「安全確保と環境保全」、「健全で透明性の高い企業経営」と「誇りを持って働ける職場づくり」を三つの柱に、グローバルな視野を持ってCSR経営を強化します。

企業経営の健全性と透明性をより高めるために、引き続き内部統制及びコンプライアンスの強化に努めます。また、当社グループ企業理念を支える“NYKグループ・バリュー”（誠意・創意・熱意）の実践を通じて、誇りを持って働ける職場づくりの実現を目指し、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めています。

当社は、今後もステークホルダーの皆様との良好な関係の構築及びサービスの品質向上に努めます。

④ 公正取引の徹底

当社グループは従前より独占禁止法の遵守を最重要事項と捉え、そのための体制強化に取り組んできました。平成24年9月の日本の公正取引委員会等による調査開始以来、独占禁止法等遵法活動徹底委員会を定期的に開催しており、また、各事業を対象とした同法リスクアセスメントを継続し、その対象を当社のみならず国内外のグループ会社へも拡大しています。その結果をふまえた行動基準を制定し、研修を行い、役職員から独占禁止法・競争法遵守に関する誓約書を取得する等、遵法意識が更に浸透するよう様々な施策の一層の強化・拡充を図っています。今後も、あらゆる手段を講じ再発防止と独占禁止法その他の法令遵守の徹底に全力を尽くし、公正に事業を遂行します。

(4) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況 (単位：特記なきものは百万円)

区 分	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 平成26年度	第129期(当期) 平成27年度
売上高	1,897,101	2,237,239	2,401,820	2,272,315
経常利益	17,736	58,424	84,010	60,058
親会社株主に帰属する当期純利益	18,896	33,049	47,591	18,238
1株当たり当期純利益	11.14円	19.48円	28.06円	10.75円
総資産	2,430,138	2,551,236	2,569,828	2,244,772
純資産	697,979	773,899	880,923	844,269
1株当たり純資産	383.50円	424.67円	477.79円	456.21円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。なお、発行済株式の総数は自己株式を除いています。

第126期 コンテナ船の運賃水準は上期に大きく改善しましたが、下期は荷動きが低迷したため下落しました。ドライバルカーとタンカー市況は一年を通して低迷しました。完成車輸送台数は自然災害の影響から回復し、堅調に推移しました。航空運送事業と客船事業の業績は低調で、物流事業も伸び悩みましたが、各種コスト削減に取り組んだ結果、各段階損益において利益を計上しました。

第127期 コンテナ船は全般的に荷動きが増加したものの、新造大型船の竣工・投入による供給圧力が強く運賃は下落しましたが、コスト削減により収益性は改善しました。航空運送事業は運賃が低迷したものの、ドライバルカー及びタンカーの市況が夏場以降に改善したことに加え、物流事業・客船事業とともに堅調に推移し、各段階損益において大幅な増益となりました。

第128期 コンテナ船は荷動きが増加したものの、新造大型船の竣工・投入による供給圧力が強く市況は低調に推移しました。業務の効率化やコスト削減等により収益性は改善しました。ドライバルカー市況は船腹過剰の状態が続き、全船型・全水域で前期を下回りましたが、タンカー市況及び完成車輸送台数が堅調に推移しました。航空運送事業は航空貨物輸送の活況と燃料油価格下落の恩恵を受け利益を計上し、物流事業も増益となった結果、各段階損益において増益となりました。

第129期(当期) 当期の状況については、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」(22ページ及び23ページ)をご参照ください。なお、当社グループの事業部門別の財産及び損益の状況については、前述の「事業部門別業績」及び「事業部門別資産」(21ページ)をご参照ください。

② 当社の財産及び損益の状況 (単位：特記なきものは百万円)

区 分	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 平成26年度	第129期(当期) 平成27年度
営業収益	987,688	1,168,438	1,264,761	1,201,339
経常利益	9,003	37,558	73,530	47,419
当期純利益	16,707	13,380	12,565	2,974
1株当たり当期純利益	9.85円	7.89円	7.41円	1.75円
総資産	1,632,499	1,655,372	1,525,359	1,366,544
純資産	470,426	471,569	478,862	458,825
1株当たり純資産	277.33円	278.03円	282.35円	270.55円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。なお、発行済株式の総数は自己株式を除いています。

第126期 上期に大きく修復したコンテナ船運賃と前年の自然災害から回復した堅調な完成車輸送に支えられ前期比増収となりました。下期にはコンテナ荷動きの鈍化で運賃水準が下落し、ドライバルカーやタンカーの市況は一年を通して低迷しましたが、各段階損益において前期比改善しました。

第127期 新造大型コンテナ船の竣工が続き、需給ギャップが拡大したことによりコンテナ運賃水準は下落しましたが、コスト削減に鋭意取り組んだ結果、収益性は改善しました。ドライバルカーの市況が夏場以降に好転し、完成車輸送台数が順調に推移したことなどにより、各段階損益において利益を計上しました。

第128期 コンテナ船は荷動きが増加したものの、大型船の竣工による需給ギャップの拡大により市況は低調に推移し、北米西岸の港湾混雑による追加費用の発生もありましたが、効率化やコスト削減に注力し収益性が改善しました。ドライバルカー市況は年間を通じて低迷しましたが、タンカー市況は需給が改善したこと等により前期を上回りました。完成車輸送台数も順調に推移し、円安・燃料油安も追い風となり、各段階損益において利益を計上しました。

第129期(当期) コンテナ船は新造船の相次ぐ竣工等により運賃市況が低迷し、収支が悪化しました。タンカー市況及び完成車輸送台数は堅調に推移しました。ドライバルカー市況は史上最低水準まで悪化するなど年間を通じて低迷し、主にドライバルカーで減損が生じたこともあり、各段階損益において前期を下回りました。

(5) 当社グループの主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

一般貨物輸送事業 (定期船事業、航空運送事業、物流事業)
 不定期専用船事業
 その他事業 (不動産業、その他の事業)

(6) 当社グループの主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

① 当社

区分	所在地
本店	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 (郵船ビル)
支店	横浜支店 (横浜市)、名古屋支店 (名古屋市)、 関西支店 (神戸市)、九州支店 (福岡市)、 台北支店 (台湾)
海外在勤・駐在	ヨハネスブルグ、デュバイ、ドーハ、 ジェダ、北京、モスクワ

② 重要な子会社

会社名	本店所在地又は国名
NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社	東京都千代田区
日本貨物航空株式会社	東京都港区
八馬汽船株式会社	神戸市
郵船クルーズ株式会社	横浜市
郵船商事株式会社	東京都港区
郵船ロジスティクス株式会社	東京都港区
株式会社ユニエツクス	東京都品川区
NYK GROUP AMERICAS INC.	米国
NYK GROUP EUROPE LTD.	英国
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	シンガポール

(7) 当社グループの船舶の状況 (平成28年3月31日現在)

事業部門	船種	区分	隻数	重量吨 (K/T)
定期船事業	コンテナ船	所有	19	1,143,876
		備船	80	4,676,905
		合計	99	5,820,781
不定期専用船事業	撒積船 (ケープサイズ)	所有	31	5,996,239
		備船	77	15,252,367
		合計	108	21,248,606
	撒積船 (パナマックスサイズ)	所有	40	3,547,789
		備船	65	5,305,874
		合計	105	8,853,663
	撒積船 (ハンディサイズ)	所有	58	2,701,259
		備船	106	4,856,471
		合計	164	7,557,730
	チップ船	所有	8	416,658
		備船	39	2,092,389
		合計	47	2,509,047
自動車船	所有	30	512,367	
	備船	89	1,652,771	
	合計	119	2,165,138	
油槽船	所有	47	8,371,073	
	備船	21	2,659,528	
	合計	68	11,030,601	
LNG船	所有	26	1,948,470	
	備船	3	228,211	
	合計	29	2,176,681	
在来・プロジェクト貨物船	所有	17	336,563	
	備船	24	351,961	
	合計	41	688,524	
その他	所有	1	7,450	
	備船	—	—	
	合計	1	7,450	
その他の事業	客船	所有	1	7,548
	備船	—	—	
	合計	1	7,548	
総計	所有	278	24,989,292	
	備船	504	37,076,477	
	合計	782	62,065,769	

(注1) 所有船の隻数は共有船を含み、重量吨は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(注2) 1K/T未満を四捨五入のうえ表示しています。

(注3) LNG船の隻数は、非連結の合併会社保有を加えると68隻です。

(注4) 平成27年5月のクリスタル・クルーズの運営子会社売却に伴い、客船の備船隻数は従来の2隻から0隻となりました。

(8) 当社グループ及び当社の従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門	従業員数 (名)	前期末比 (名)	
一般 貨物輸送事業	定期船事業	6,699	139
	航空運送事業	730	23
	物流事業	22,244	1,000
	不定期専用船事業	2,616	46
その他事業	不動産業	68	△6
	その他の事業	1,536	△439
全社 (共通)	383	△7	
合計	34,276	756	

(注) 「全社 (共通)」として記載されている従業員は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比 (名)
陸上職	850	△4
(うち、海技者)	(101)	(△7)
海上職	281	△2
合計	1,131	△6

(注) 従業員数は当社への出向者65名を含み、他社出向在籍者等及び派遣労働者数を除いています。

(9) 当社の主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	95,575
明治安田生命保険相互会社	66,911
日本生命保険相互会社	61,723
株式会社日本政策投資銀行	41,329
株式会社三井住友銀行	30,141
農林中央金庫	26,268
三井住友信託銀行株式会社	17,706
株式会社千葉銀行	17,649
株式会社みずほ銀行	17,249
住友生命保険相互会社	13,597

(注) 上記のほか、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンが合計で30,000百万円ありますが、各借入額に含めておりません。

(10) 重要な企業結合の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業結合の経過及び成果

当社グループは、定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の6部門に属する事業を行っています。

平成28年3月31日現在の連結子会社は560社、持分法適用会社は166社です。

企業結合の経過及び成果につきましては、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」(22ページ及び23ページ)及び「当社グループ及び当社の財産及び損益の状況」(25ページ)をご参照ください。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社	2,100 百万円	100.00	海上運送業
日本貨物航空株式会社	10,000 百万円	100.00	航空運送業
八馬汽船株式会社	500 百万円	74.86	海上運送業
郵船クルーズ株式会社	2,000 百万円	100.00	客船保有・運航業
郵船商事株式会社	1,246 百万円	79.25	石油製品類販売等
郵船ロジスティクス株式会社	4,301 百万円	59.73	貨物利用運送業等
株式会社ユニエツクス	934 百万円	83.60	港湾運送業
NYK GROUP AMERICAS INC.	4,000 千米ドル	100.00	北米・南米地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP EUROPE LTD.	81,490 千ポンド	100.00	欧州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	16,650 シンガポールドル	100.00	南アジア・大洋州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
ADAGIO MARITIMA S.A. 他船舶保有会社320社	14,133 百万円 (17社合計)	100.00 (全社)	船舶貸渡業

(注1) 議決権比率は間接保有を含んでいます。

(注2) ADAGIO MARITIMA S.A. 他船舶保有会社320社は船舶の保有・貸渡を行うために当社グループの全額出資によりパナマ、シンガポール、リベリアなどに設立した連結子会社であり、当社グループがこれらの会社より定期備船して運航している船舶は、当社グループが運航する船隊の主要な一部分を構成しています。

③ 主要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
NSユナイテッド海運株式会社	10,300 百万円	18.56	海上運送業
共栄タンカー株式会社	2,850 百万円	30.03	海上運送業

(注) 議決権比率は間接保有を含んでいます。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項等

当社は、過年度の自動車の海上輸送に関し、平成27年12月に中国国家発展改革委員会から、同国独占禁止法に違反する行為があったとする決定を受けました。また、当社及び特定の海外現地法人は、米国及びその他の地域において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されており、欧州等の当局からも調査を受けています。

日本貨物航空(株)は、国際航空貨物運送事業に関する米国反トラスト法違反事件に関連し、同国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されていましたが、平成28年3月に原告と和解しました。

郵船ロジスティクス(株)及び同社連結子会社は、国際航空貨物利用運送事業に関する米国反トラスト法違反事件に関連し、同国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されていましたが、平成27年4月に原告と和解しました。

2. 株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,983,550,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,695,911,449株
 (注) 自己株式4,639,539株を除いています。
 (3) 株主数 129,454名 (前期末比4,331名増)
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	102,463	6.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	98,235	5.79
三菱重工業株式会社	41,038	2.42
明治安田生命保険相互会社	34,473	2.03
東京海上日動火災保険株式会社	28,945	1.71
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	23,293	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	22,987	1.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	22,188	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	18,400	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	18,397	1.08

(注) 持株比率は自己株式 (4,639,539株) を除いて計算しています。

(5) 自己株式

前期末における保有自己株式	普通株式	4,549,422株
当期における取得株式		
単元未満株式の買取り	普通株式	96,288株
	取得価額の総額	30,353,452円
当期における処分株式		
単元未満株式の売渡し	普通株式	6,171株
	処分価額の総額	1,901,628円
当期における失効株式	なし	
当期末における保有自己株式	普通株式	4,639,539株

3. 新株予約権等に関する事項 (平成28年3月31日現在)

会社法に基づき発行した新株予約権付社債の状況は、次のとおりです。

名 称	2026年満期ユーロ円建 現金決済条項及び転換 制限条項付転換社債型 新株予約権付社債
発 行 決 議 の 日	平成18年8月31日
発 行 日	平成18年9月20日
新 株 予 約 権 の 数	89個
新株予約権の目的となる株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 572,008株
新株予約権行使時の払込額 (行 使 価 額)	一株当たり 777.96円
新株予約権行使時の資本組入額	一株当たり 388.98円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成18年10月4日から 平成38年9月10日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年6月24日から平成28年3月31日までの期間の在任者)

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
工藤 泰三	代表取締役会長・会長経営委員	一般社団法人日本船主協会会長、一般社団法人日本物流団体連合会会長、一般社団法人日本経済団体連合会副会長
内藤 忠顕	代表取締役社長・社長経営委員	
田澤 直哉	代表取締役・副社長経営委員	技術本部長、チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部担当
水島 健二	代表取締役・専務経営委員	経営企画本部長、チーフファイナンシャルオフィサー
長澤 仁志	代表取締役・専務経営委員	エネルギー輸送本部長
力石 晃一	代表取締役・専務経営委員	自動車輸送本部長
左光 真啓	取締役・専務経営委員	ドライバルク輸送本部長
丸山 英聡	取締役・常務経営委員	一般貨物輸送本部長、グループIT政策会議議長、チーフインフォメーションオフィサー
吉田 芳之	取締役・常務経営委員	総務本部長
大鹿 仁史	取締役・経営委員	企画部門・航空運送事業部門担当
小笠原和夫	取締役・経営委員	ドライバルク輸送部門担当
岡本 行夫	社外取締役 (非常勤、独立役員)	株式会社岡本アソシエイツ代表取締役、三菱マテリアル株式会社社外取締役、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ社外取締役
翁 百合	社外取締役 (非常勤、独立役員)	株式会社日本総合研究所副理事長、株式会社セブン銀行社外取締役、株式会社ブリヂストン社外取締役、独立行政法人日本貿易保険監事 (非常勤)
杉浦 哲	監査役 (常勤)	
和崎 揚子	監査役 (常勤)	
菊池 光興	社外監査役 (非常勤、独立役員)	
三田 敏雄	社外監査役 (非常勤、独立役員)	中部電力株式会社相談役、株式会社豊田自動織機社外監査役 (平成28年6月10日退任予定)、一般社団法人中部経済連合会会長

(注1) 取締役のうち、岡本 行夫氏及び翁 百合氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 監査役のうち、菊池 光興氏及び三田 敏雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注3) 社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任する重要な兼職先のうち、三菱マテリアル株式会社と当社との間には石炭輸送等の取引が、株式会社ブリヂストンと当社との間にはタイヤ輸送等の取引があります。社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任するその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

(注4) 監査役のうち、杉浦 哲氏は当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(注5) 当期中の退任取締役及び監査役並びに新任取締役及び監査役は次のとおりです。

〈退任〉

取締役・相談役	宮原 耕治 (平成27年6月23日任期満了により退任)
監査役 (常勤)	甲斐 幹敏 (平成27年6月23日任期満了により退任)
社外監査役 (非常勤、独立役員)	川口 文夫 (平成27年6月23日任期満了により退任)

〈新任〉

取締役・常務経営委員	吉田 芳之 (平成27年6月23日就任)
監査役 (常勤)	和崎 揚子 (平成27年6月23日就任)
社外監査役 (非常勤、独立役員)	三田 敏雄 (平成27年6月23日就任)

(注6) 平成28年4月1日付で、次のとおり代表取締役及び取締役兼務の役付経営委員の異動がありました。

〈平成28年3月31日現在〉

取締役・常務経営委員	丸山 英聡
取締役・経営委員	大鹿 仁史
取締役・経営委員	小笠原和夫
代表取締役・専務経営委員	水島 健二

〈異動後〉

取締役・専務経営委員
取締役・常務経営委員
取締役・常務経営委員
取締役 (非業務執行取締役)

(注7) 岡本 行夫氏、翁 百合氏、菊池 光興氏及び三田 敏雄氏につきましては、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ています。独立役員とは株式会社東京証券取引所等が一般株主保護のために確保することを義務付けているものです。

(2) 経営委員の状況 (ご参考) (平成28年4月1日現在)

地 位	氏 名	地 位	氏 名	地 位	氏 名	
代表取締役会長・会長経営委員	工藤 泰三	専務経営委員	赤峯 浩一	経 営 委 員	中井 拓志	河野 晃
代表取締役社長・社長経営委員	内藤 忠顕		田中 康夫		磯田 裕治	曾我 貴也
代表取締役・副社長経営委員	田澤 直哉	取締役・常務経営委員	吉田 芳之		スヴェン・スタムラー (Svein Steimler)	後藤 湖舟
代表取締役・専務経営委員	長澤 仁志		大鹿 仁史		ジェレミー・ニクソン (Jeremy Nixon)	※野瀬 素之
	力石 晃一		小笠原 和夫		小山 智之	※近藤 耕司
取 締 役 ・ 専 務 経 営 委 員	左光 真啓	常務経営委員	高橋 栄一		土屋 恵嗣	※浦上 宏一
	丸山 英聡		岡本 宏行		原田 浩起	※山本 昌平
					宮本 教子	※日暮 豊
					木村 敏行	

(注1) 平成28年3月31日をもって退任した経営委員は次の5氏です。

水島 健二、坂本 深、阿部 隆、三木 賢一、田島 哲明

(注2) ※は平成28年4月1日付の新任経営委員です。

(注3) 木村 敏行氏は、当社の連結子会社である郵船ロジスティクス株式会社の常務執行役員を兼務しています。

(3) 役員報酬等の総額

区分	人数(名)	報酬額(年額) (百万円)	賞与額 (百万円)	支給額(計) (百万円)
取締役	14	630	-	630
(うち、社外取締役)	(2)	(38)	-	(38)
監査役	6	105	-	105
(うち、社外監査役)	(3)	(27)	-	(27)
合計	20	736	-	736
(うち、社外役員)	(5)	(66)	-	(66)

- (注1) 取締役への支給額には、当事業年度に退任した取締役1名に対する支給額を含めています。
- (注2) 監査役への支給額には、当事業年度に退任した監査役2名に対する支給額を含めています。
- (注3) 第125期以降当期まで5期に亘り、取締役賞与の支給はありません。
- (注4) 取締役の月例報酬は、株主総会の決議により決定した月例報酬総額の限度内において、職位に応じた報酬を支払っています。取締役賞与は、業績等を勘案して株主総会に議案を上程するため不支給の年もあり、総会決議により決定した賞与額の限度内において、職位に応じた賞与を支払うこととしています。業務執行取締役は当社株式を取得する義務があり、月例報酬から職位に応じた一定額以上の金額を役員持株会に拠出しました。
- (注5) 当社は平成17年6月28日開催の第118期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、退任時に打切り支給を行うことをご承認いただきました。この決議により、当事業年度に退任した取締役1名に対し、退職慰労金113百万円の打切り支給を行いました。当該打切り支給額は上記支給額には含みません。

(4) 役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の内容の概要

当社は役員等報酬決定方針・手続を取締役会決議により定めており、その内容は19ページに記載のとおりです。当社は本方針に基づき、社外取締役及び監査役を除く取締役等の報酬体系を改定し、新たなインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度の導入を本総会に提案しています。詳しくは16ページから19ページに記載のとおりです。

(5) 社外役員の名活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
独立社外取締役 (非常勤) 岡本 行夫 (平成20年6月24日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席(出席率100%)し、必要に応じ、主に国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。
独立社外取締役 (非常勤) 翁 百合 (平成20年6月24日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席(出席率100%)し、必要に応じ、主に経済・金融情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。
独立社外監査役 (非常勤) 菊池 光興 (平成24年6月20日就任)	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席(出席率93%)及び監査役会15回中14回に出席(出席率93%)し、必要に応じ、主に官界における豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。
独立社外監査役 (非常勤) 三田 敏雄 (平成27年6月23日就任)	当事業年度に出席すべき取締役会11回中10回に出席(出席率91%)及び監査役会10回すべてに出席(出席率100%)し、必要に応じ、主に企業経営等の豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。

当社は過年度の自動車の海上輸送に関し、平成27年12月に中国国家発展改革委員会から、同国独占禁止法に違反する行為があったとする決定を受けました。岡本行夫氏、翁百合氏、菊池光興氏及び三田敏雄氏は、対象行為に係る調査を受けるまで当該行為を認識していませんでした。各氏はそれまでの法令遵守に関する発言に加え、取締役会(監査役においては監査役会も含む。)や独占禁止法等遵法活動徹底委員会などにおいて、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明しています。

(6) 役員責任限定契約に関する事項

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第33条及び第43条により、同法第423条第1項に定める責任については、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
報酬等の額	145
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	293

- (注1) 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署との面談・聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの相当性について必要な検証を行ったうえ、会社法第399条第1項及び第2項の定めにより会計監査人の報酬等の額に同意しました。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- (注3) 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、合意された手続業務等の対価を支払っています。
- (注4) 当社の重要な子会社のうち、(株)ユニエツクス、NYK GROUP AMERICAS INC.、NYK GROUP EUROPE LTD. 及び NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき議案を株主総会に提案します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、平成28年3月31日開催の取締役会において、会社法及び同法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制について、既に実施し継続中の施策も含めて、次のとおり再決議しました。当該取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

<p>(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>(取締役会決議の内容の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵船グループ企業理念、グループ・バリュー、日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規準を制定しており、引き続き、これらに則った適切な経営体制の強化に努める。 ・取締役等及び従業員の法令等遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限配分及び事務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営委員会及び取締役会において審議する。 ・コンプライアンス委員会及び内部統制委員会を設置し、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。 ・当社グループにおける公正取引問題の判明を受けて、総力を挙げて公正取引に関する理解の深化と法令遵守の徹底を図り、同種事案の再発防止を期し諸施策を実施しており、今後もこれらの維持・強化に努める。加えて贈収賄禁止の徹底を図るため、具体的な防止策の導入と運用について確認する。 ・法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進のため法務部門を強化し、教育・研修を継続的に実施し、相談窓口を適切に運用する。内部監査部門は、実地監査等を行い法令違反等の発見に努める。 ・公益通報者保護法に対応する社内規程を定め、社内外に通報窓口を設け、必要な措置を講じる。当社グループ全体から匿名通報を可能としており、今後も適切に運用する。
	<p>(運用状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業理念等はデータベースに保存されており、取締役等と従業員が常時閲覧できるようにしている。 ・期中に取締役会を14回、経営委員会を50回開催し、重要事項を審議した。また、内部統制委員会を1回、コンプライアンス委員会を2回開催した。総務本部長をチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）に任命しており、法令、定款及び社内規程の遵守はもとより、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制や仕組みの強化に努めている。 ・社長による独占禁止法遵守徹底の表明、独占禁止法等遵法活動徹底委員会の開催（2回）、法令遵守の制度整備の推進と事案対応の専任組織の設置、調査・審査活動、当社グループにおける統制ネットワークの構築と運用、独占禁止法リスクアセスメント、採算検討会議における同法リスク審査、同盟・協定ファイリング管理、マニュアル等の整備や研修による当社グループ内の啓発と教育（面談、E-learning等）、同業他社との接触規制、社内リニエンシー制度の運用、及び業務を執行する役員と従業員から独占禁止法・競争法遵守に関する誓約書を取得している。 ・贈収賄禁止に関する基本方針及びガイドラインを取締役等と全従業員に周知し、関連する社内規程を整備している。 ・コンプライアンス教育・研修を継続的に行い、コンプライアンス総点検を9月に実施した。公益通報者保護法に対応する内部通報等の相談窓口を適切に機能させ、当社グループ全体からの匿名通報を可能としている。当社グループ内の連携強化を図り問題の早期把握に努め、適切な対策を講じている。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	(取締役会決議の内容の概要) <ul style="list-style-type: none"> 取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報を、社内規程に従い、適切に保存及び管理する。
	(運用状況の概要) <ul style="list-style-type: none"> 取締役の業務執行に係る主要な情報を保存し、適切に管理している。
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制	(取締役会決議の内容の概要) <ul style="list-style-type: none"> リスク管理に関する社内規程に基づき、各本部長等が担当業務のリスクと管理状況の評価を実施し、重要リスク選定会議において検討すること等により全社でリスクを明確にし、適切に対応する。
	(運用状況の概要) <ul style="list-style-type: none"> 重要リスク選定会議を2回開催した。また、船舶の安全運航と環境保全に係るリスク管理を徹底するとともに、大規模災害等に際する事業継続計画を制定し、適宜見直しの上、災害対策本部事務局等を対象に2回の訓練を実施した。当期は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、社内規程と事務マニュアルを制定し、事務取扱担当者等に対するE-Learningを実施した。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	(取締役会決議の内容の概要) <ul style="list-style-type: none"> 明確な職務権限及び意思決定ルールを定め、その決定を迅速にするためIT等を利用し、取締役が適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備する。
	(運用状況の概要) <ul style="list-style-type: none"> 毎週開催される経営委員会において、取締役会付議事項の事前審議及び経営委員会委任事項の決議を行っている。また、電子稟議システムの活用により迅速な決裁処理を行っている。

(5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	(取締役会決議の内容の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・当社グループに適用する企業理念及び企業行動憲章を定めている。 ・当社グループの企業価値向上と健全性の確保、及び経営効率の向上と資本効率の向上を目指して、グループ経営委員会を設置する。グループ会社の管理指針等を制定し、適切な運用を通じて適正なグループ経営を推進する。 ・内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を通じ助言や改善提案等を行う。
	(運用状況の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・国内グループ会社を対象として6回の法務研修を実施したことに加えて、贈収賄問題と情報セキュリティ問題について周知徹底した。 ・研修やコンプライアンス情報の発信等の活動を通じ、諸法令、企業倫理及び社会規範等を遵守尊重するよう当社グループに周知徹底している。 ・グループ経営委員会を4回開催した。グループ会社に適用するグループスタンダード、グループ経営管理指針、管掌会社制度、資本効率強化会社制度、及び管理強化会社制度を制定しており、適切な運用を通じて適正なグループ経営を推進している。 ・グループ会社との間でキャッシュマネジメントシステム等を活用し、効率的な資金運用を行っている。 ・内部監査部門は、国内グループ会社19社と海外65拠点に対する内部監査を実施し、企業活動全般に亘る管理と運営の制度及び業務遂行の状況に関する評価を行い、その結果に基づく助言や改善提案を行っている。
(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	(取締役会決議の内容の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・専任スタッフ等を擁する監査役室を設置している。社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助する。
	(運用状況の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・4名の人員(専任3名、兼任1名)を擁する監査役室を設置し、適切に監査役の職務を補助している(員数は平成28年4月1日現在)。
(7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項	(取締役会決議の内容の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下におく。
	(運用状況の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にあり、常勤監査役が人事考課を行っている。全スタッフの人事異動については監査役の意見を最大限に尊重している。

<p>(8) 監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>(取締役会決議の内容の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社グループのコンプライアンス関連事案及び内部通報について、関連する社内規程を整備するとともに、定期的かつ重要度に応じて都度、監査役に報告する体制を確保する。 ・取締役及び取締役会は、法令並びに監査役会規則及び監査役監査基準に定められた職務の遂行が可能な体制を確保するため、監査役が有効な監査を行うことができるよう環境整備に努める。 ・監査役の情報収集体制を確保することで経営課題や業務実態を把握できる体制を整える。 <p>(運用状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、重要リスク選定会議、独占禁止法等遵法活動徹底委員会、情報開示委員会、投資経営会議及びグループ会社社長会等に監査役が出席する機会を提供することにより、監査役の情報収集体制を確保している。 ・当社グループの内部通報者の身元秘匿と不利益な取扱いの禁止を内部通報関連規則に定め、通報内容について監査役へ報告している。 ・監査役が、取締役等・部門長等と面談し報告を受ける機会を確保している。 ・監査役が、取締役会・経営委員会の議事録や稟議書等の業務執行に関わる重要な書類の閲覧・調査をすることを随時可能とし、効率的な監査体制を確保している。
<p>(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<p>(取締役会決議の内容の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役職務の執行に係る費用を負担する。 <p>(運用状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役職務の執行について、監査役監査基準において定められた当社に対する費用請求権を尊重し、その費用を負担している。
<p>(10) 金融商品取引法への適合を確保するための体制</p>	<p>(取締役会決議の内容の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法に基づき作成・開示する財務諸表等の適正性を確保するために必要な内部統制の体制を構築し、整備及び運用状況の有効性評価を実施する。 <p>(運用状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制委員会にJSOX部会を設置し、財務報告に関する信頼性の検証と内部統制報告書案の審議を行っている。また、情報開示委員会を四半期毎に開催し、開示内容等について審議を行うなど、整備及び運用状況の有効性評価を実施している。
<p>(11) 反社会的勢力排除に向けた体制</p>	<p>(取締役会決議の内容の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため同勢力対応の担当部署を設置する。 <p>(運用状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反社会的勢力への対応を迅速に行うため、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や弁護士等との提携を日常より緊密に行っている。 ・暴力団等の反社会的勢力への対応として、取引先等との契約への暴力団排除条項の設定や関係遮断に関する誓約書を取得するなどの施策を行っている。

連結計算書類

1. 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	652,740
現金及び預金	237,219
受取手形及び営業未収入金	222,831
有価証券	24,000
たな卸資産	27,495
繰延及び前払費用	57,554
繰延税金資産	3,326
その他	82,596
貸倒引当金	△2,284
固定資産	1,591,681
有形固定資産	1,067,943
船舶	802,324
建物及び構築物	76,963
航空機	23,576
機械装置及び運搬具	34,967
器具及び備品	7,217
土地	72,511
建設仮勘定	43,952
その他	6,430
無形固定資産	42,569
借地権	4,102
ソフトウェア	15,138
のれん	21,205
その他	2,123
投資その他の資産	481,168
投資有価証券	358,090
長期貸付金	29,678
退職給付に係る資産	39,403
繰延税金資産	6,777
その他	50,032
貸倒引当金	△2,812
繰延資産	350
資産合計	2,244,772

科目	金額
負債の部	
流動負債	421,343
支払手形及び営業未払金	178,065
短期借入金	92,374
未払法人税等	8,963
繰延税金負債	5,522
前受金	40,653
賞与引当金	9,906
役員賞与引当金	353
契約損失引当金	8,678
その他	76,826
固定負債	979,158
社債	145,445
長期借入金	690,005
繰延税金負債	38,684
退職給付に係る負債	18,708
役員退職慰労引当金	1,717
特別修繕引当金	21,295
その他	63,301
負債合計	1,400,502
純資産の部	
株主資本	768,396
資本金	144,319
資本剰余金	155,691
利益剰余金	470,483
自己株式	△2,098
その他の包括利益累計額	5,281
その他有価証券評価差額金	34,147
繰延ヘッジ損益	△35,411
為替換算調整勘定	7,527
退職給付に係る調整累計額	△981
非支配株主持分	70,591
純資産合計	844,269
負債純資産合計	2,244,772

2. 連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,272,315
売上原価		2,009,547
売上総利益		262,767
販売費及び一般管理費		213,802
営業利益		48,964
営業外収益		
受取利息	3,411	
受取配当金	5,611	
持分法による投資利益	22,068	
その他	7,305	38,397
営業外費用		
支払利息	16,924	
為替差損	6,652	
その他	3,725	27,303
経常利益		60,058
特別利益		
固定資産売却益	13,368	
関係会社株式売却益	28,747	
その他	2,495	44,611
特別損失		
固定資産売却損	2,526	
減損損失	35,431	
その他	2,963	40,922
税金等調整前当期純利益		63,748
法人税、住民税及び事業税	29,106	
法人税等調整額	8,176	37,283
当期純利益		26,464
非支配株主に帰属する当期純利益		8,226
親会社株主に帰属する当期純利益		18,238

3. 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (ご参考)

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	142,857
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,895
財務活動によるキャッシュ・フロー	△160,260
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10,351
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△74,650
現金及び現金同等物の期首残高	327,243
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	993
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額 (△は減少)	32
現金及び現金同等物の期末残高	253,618

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

1. 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	386,779
現金及び預金	120,355
営業未収金	75,192
短期貸付金	52,717
有価証券	24,000
貯蔵品	15,355
繰延及び前払費用	39,567
代理店債権	12,552
リース債権	13,768
その他流動資産	34,065
貸倒引当金	△795
固定資産	979,413
有形固定資産	154,853
船舶	93,035
建物	17,376
構築物	430
機械及び装置	99
車両及び運搬具	121
器具及び備品	2,535
土地	28,583
建設仮勘定	12,671
無形固定資産	7,487
のれん	4,163
借地権	511
ソフトウェア	2,772
その他無形固定資産	40
投資その他の資産	817,072
投資有価証券	111,794
関係会社株式及び出資金	317,955
長期貸付金	292,608
リース債権	110,404
その他長期資産	51,074
貸倒引当金	△66,765
繰延資産	350
社債発行費	350
資産合計	1,366,544

科目	金額
負債の部	
流動負債	247,610
営業未払金	75,144
短期借入金	74,239
リース債務	8
未払金	3,506
未払法人税等	140
繰延税金負債	1,333
前受金	25,680
預り金	52,760
代理店債務	1,024
賞与引当金	1,839
その他流動負債	11,932
固定負債	660,108
社債	145,445
長期借入金	454,165
リース債務	25
繰延税金負債	27,521
関係会社船舶投資損失引当金	10,316
その他固定負債	22,635
負債合計	907,719
純資産の部	
株主資本	444,386
資本金	144,319
資本剰余金	154,386
資本準備金	151,691
その他資本剰余金	2,694
利益剰余金	147,772
利益準備金	13,146
その他利益剰余金	134,625
配当準備積立金	50
特別償却積立金	3
圧縮記帳積立金	4,150
別途積立金	118,324
繰越利益剰余金	12,097
自己株式	△2,092
評価・換算差額等	14,438
その他有価証券評価差額金	31,191
繰延ヘッジ損益	△16,753
純資産合計	458,825
負債純資産合計	1,366,544

2. 損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	
海運業収益	1,195,382	
海運業費用	1,157,111	
海運業利益		38,271
その他事業収益	5,956	
その他事業費用	3,371	
その他事業利益		2,585
営業総利益		40,857
一般管理費		47,382
営業損失 (△)		△6,525
営業外収益		
受取利息及び配当金	68,846	
その他営業外収益	1,386	70,232
営業外費用		
支払利息	9,130	
その他営業外費用	7,157	16,288
経常利益		47,419
特別利益		
固定資産売却益	2,859	
関係会社清算益	4,655	
その他特別利益	1,007	8,521
特別損失		
固定資産処分損	1,654	
貸倒引当金繰入額	568	
関係会社株式評価損	29,851	
関係会社船舶投資損失引当金繰入額	11,217	
その他特別損失	2,742	46,035
税引前当期純利益		9,905
法人税、住民税及び事業税	3,302	
法人税等調整額	3,628	6,930
当期純利益		2,974

1. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会御中

平成28年5月6日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小野 敏幸 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵船株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会 御 中

平成28年5月6日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小野 敏幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵船株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針と職務の分担等に従い、取締役、経営委員、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通及び監査の環境の整備を図り、広く情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会及び経営委員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、経営委員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載されている過年度の自動車海上輸送に関する公正取引問題については、当社グループが再発防止と法令遵守の徹底に取り組んでいることを確認しております。

平成28年5月12日

日本郵船株式会社 監査役会

常勤監査役 杉浦 哲 ㊟

常勤監査役 和崎 揚子 ㊟

社外監査役 菊池 光興 ㊟

社外監査役 三田 敏雄 ㊟

以上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内



》》 インターネットによる議決権行使のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書面又はインターネットによる議決権行使のお手続は、いずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）^(注) から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによって実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します）。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、プロキシサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月17日（金曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次ページ）へお問合せください。

（注）「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 議決権行使書面の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合（パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合を含みます。）は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027

（オペレーター対応、受付時間：9:00～21:00）

その他のお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎0120-232-711

（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

〔機関投資家の皆様へ〕

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for taking notes.

〈メモ欄〉

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主メモ

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 商号 | 日本郵船株式会社
(Nippon Yusen Kabushiki Kaisha) |
| (2) 創立 | 明治18年(1885年)9月29日
(創業：同年10月1日) |
| (3) 資本金 | 144,319,833,730円 |
| (4) 事業年度 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| (5) 定時株主総会 | 6月開催 |
| (6) 同総会権利行使株主確定日 | 3月31日 |
| (7) 期末配当金受領株主確定日 | 3月31日 |
| (8) 中間配当金受領株主確定日 | 9月30日 |
| (9) 単元株式数 | 1,000株 |
| (10) 基準日 | 上記確定日のほか、必要あるときはあらかじめ公告のうえ基準日を定めます。 |
| (11) 公告方法 | 電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。
http://www.nyk.com/koukoku/
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法で行います。 |
| (12) 株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関) | 三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務取扱場所】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【お問合せ・郵便物送付先】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
☎0120-232-711 (オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00) |

株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きが必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届けいただく必要があります。

【株式関係業務におけるマイナンバーの利用】

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- ・配当金に関する支払調書
- ・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

【マイナンバーのお届けに関するお問合せ先】

証券会社等の口座にて株式を管理されている株主様 ……お取引の証券会社等にお問合せください。
証券会社等とのお取引がない株主様 ……三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

☎0120-232-711

お知らせ

(1) 株式に関するお手続きのご案内

①次に記載の株式に関する各種お手続きにつきましては以下のとおりとなっております。

- 株式の口座振替のご請求
- 株式の相続お手続き
- 単元未満株式の買取り・売渡し（買増し）のご請求
- 住所変更、住居表示変更のお届け
- 改姓、改名のお届け
- 配当金の口座振込のご指定、変更のお届け など

(i) 証券会社等に口座を開設されている株主様

口座を開設されている口座管理機関（お取引の証券会社等）にお問合せください。

(ii) 特別口座に記録された株式を所有の株主様

特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

②未払配当金のお支払いに関しましては、いずれの株主様も株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社

☎0120-244-479（用紙ご請求専用、24時間自動音声応答）

☎0120-232-711（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

ウェブサイト <http://www.tr.mufig.jp/daikou/>

(2) 株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在の株主の皆様には飛鳥クルーズのご優待割引券を用意しております。ご請求はがきは6月開催の定時株主総会後にお送りする配当金関係書類に同封いたします。ご請求はがきが当社に到着後、ご優待割引券を普通郵便で発送いたします。発送後の事故等につきましては、当社は責任を負いかねます。

3月31日現在のご所有株式数		ご優待割引券枚数
1,000株以上	5,000株未満	3枚
5,000株以上	10,000株未満	6枚
10,000株以上		10枚

（有効期間：7月1日から翌年の9月30日まで）

- ご優待割引券は株主様ご本人以外もご利用いただけます。
- ご優待割引券1枚につき、1クルーズ（対象外もあり）1名様10%の料金を割引いたします（1名様1枚限り有効）。
- 他の割引、早期申込割引等と重複してご利用にはなれません。
- 飛鳥クルーズの詳細につきましては、次の郵船クルーズ株式会社のウェブサイトをご覧ください。お電話でクルーズデスクにお問合せください。

ウェブサイト <http://www.asukacruise.co.jp/>

☎0570-666-154（クルーズデスク）

株主総会会場 ご案内図

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

会場は、東京プリンスホテルとは別のホテルであり敷地が離れております。お間違いないようご注意ください。



最寄駅：

① 都営地下鉄 三田線 「芝公園駅」

A4 出口より東エントランス（東側入口）経由、会場まで徒歩約10分

② 都営地下鉄 大江戸線 「赤羽橋駅」

赤羽橋口 出口より南エントランス（南側入口）経由、会場まで徒歩約10分

※会場へのご入場は株主様ご本人のみとなりますので、ご了承ください。
株主総会の受付開始時刻は当日午前9時です。
開会時刻間際になりますと、会場受付の混雑が予想されます。
会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
株主総会へは本招集ご通知をご持参ください。



NYK LINE
NIPPON YUSEN KAISHA

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
☎ 03-3284-5151 (代表)
<http://www.nyk.com>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

